

その通り傷がつく。その傷を顕微鏡で見せるのもよからう。たい傷がつくから觸るなどいふよりは傷のついたものが側にある方が印象も深い筈である。

### 中等學校數学科に關する協議會記事

本會は中等教育研究會と稱し會長は東京高等師範學校長嘉納治五郎氏にして數学科協議會については二十餘名の準備委員によりて文部省の諮問及び豫て諸學校より提出せし諸問題に就きて次の如き協議題及談話題を選定し諸學校の意見を参照し協議題に關しては其對案及び文部省諮問問題に關しては其答申案を作成し愈準備成りて大正七年十二月二十日より二十四日に至る五日間東京高等師範學校に於て開會せられたり。

出席者總數は約二百三十會長嘉納氏の開會の辭に次ぎて準備委員長國枝元治氏の本會の経過につきて報告あり終りて議事に移り文部省諮問問題につきて文部省生駒督學官の説明あり質問等も數多ありしが結局本題は協議題議決後に自ら決定すべきにつきて答申案は議するに至らずして協議題に移りたり。

尙本會會期中に於て藤澤寺尾林の三理學博士の甚だ有益なる講話及天文臺度量衡局の參觀新宿御苑の拜觀等あり來會者一同に多大の感動をあたへたり。

尙本會に於て議決せし事項は本會の理想案たるに止めずしてこれを文部當局に建議し數學及び其教授法の改良

進歩を期すべしとの議出で滿場一致にて賛成を表せり。

#### (一) 文部省諮問問題

師範學校中學校及高等女學校ノ目的ヨリ觀テ其ノ數學教授上改善ヲ要スヘス點及之カ方案如何

#### (二) 協議題

一國民ノ數學的思想ヲ一層發展増進スル爲ニ特ニ改善施設ヲ要スル事項如何

二師範學校中學校及高等女學校ノ數学科ニ於テ函數及ぐらふニ關スル事項ヲ教授スル時期及程度如何

三師範學校中學校及高等女學校ノ幾何教授ニ於テ幾何學入門ヲ課シ其ノ他此ノ教授ニ於テ實驗實測ヲ加味スル方案如何

四師範學校中學校及高等女學校ノ數学科ニ於テ各分科ノ連絡上特ニ注意スヘキ諸點如何

五師範學校中學校及高等女學校ノ數学科ニ於テ各分科ノ適當ナル配當及之ニ要スル適當ナル教授時數如何

六師範學校中學校及高等女學校ノ數學教授上必要ナル設備如何

七師範學校中學校及高等女學校ノ數学科ニ於テ珠算ヲ一層廣ク利用セシムルノ可否如何

#### (三) 談話題

一師範學校中學校及高等女學校ノ數学科ニ於テ解析幾何學微積分學及力學ニ關スル事項ヲ加味シテハ如何

二師範學校中學校及高等女學校ニ於テ計算ニ熟達セシムルニ適當ナル方法如何

三.師範學校中學校及高等女學校ニ於テ數學科ノ優等生及劣等生ノ取扱方法如何

四.師範學校中學校及高等女學校ニ於ケル數學科練習問題ノ取扱方法如何

五.師範學校中學校及高等女學校ニ於ケル數學科成績考查ノ方法如何

(備考) 談話題ニツキテハ單ニ意見ノ交換ニ止メ別ニ對案ノ決議ヲナサル、モノトス

右談話題につきては時間に餘裕なかりしたため充分なる意見の交換をなしあはざりしは遺憾なりき。

右決議案中特に注意すべきは協議題第五にして女子師範學校及び高等女學校の數學科の教授時間の現行のものに比して増加せしことなり若しこの案にして文部當局の容るる所となりて實施するに至らんか獨數學科の爲のみならず一般女子教育の一大進歩として大に慶賀に値すべき所なり。抑從來の我國の女子教育は所謂良妻賢母主義にして其良妻賢母主義たる『直ぐ間に合ふ主義』とても云ふべきかいたづらに應用技藝等の方面に意を用ふることに勉め頭を作る即其根本的智識を授くるといふ事に至りては之を輕せられし嫌ありされば十のものは十だけ數へざれば間に合はすあれもこれもどつめ込む一方なり十のものを五つ數へて後の半分は自ら工夫し創造し得る能力は到底望みうべからず。されば將來の女子教育は『直ぐ間に合はす』とも『眞に役に立つ女子』の教養に力を注がざるべからず。

嘗て小學校の女教員の學力の男子のそれに比して甚しく劣れりとして女子師範廢止の聲或一部に起りたる事あり。教へざるものを教へたるものに比較して其優劣を論ずるの誤れるをなげきしことありしが今かく多くの識者によりて今日の女子が男子に比して其能力の甚しく劣れるにあらず教へ方の誤りし罪なりと認められ數學科の如き思考推理の力を養成する基礎的學科の重んぜらるゝに至りし事實によるこぼしき限りといふべきなり。

尙本會開會中緊急動議として中等教育に於ける數學及び其教授法に關する事項の研究機關設立の議起り滿場一致を以て之を可決し且本會出席者約二百三十名の者全部發起人たるの申合せをなし其内二十七名を會長より指名し創立準備委員と稱し會則等を定め會員募集の運びをなすべきことを委囑せられたり。實に時世の要求に應じたる事といふべきなり。今次に其規則を掲ぐ。

## 日本中等教育數學會會則

### 第一章 通則

第一條 本會ハ中等教育ニ於ケル數學及其ノ教授法ニ關スル事項ヲ研究シ之ガ進歩改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本中等教育數學會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市内ニ置ク

第四條 本會ハ其目的ヲ達センガため主トシテ左ノ事業ヲナス

- 一、雜誌ノ發行
- 二、研究會講習會等ノ開催
- 三、書籍、雜誌、標品、器具等ノ蒐集